

第4期

長野県有機農業推進計画

令和5年3月

長野県

目 次

第 1 有機農業推進計画の策定 1

第 2 有機農業の定義と推進方針 2

第 3 有機農業の現状と課題 5

第 4 有機農業を推進するための施策 14

参考資料 18

- ① 県農業関係試験場で開発した有機農業に活用可能な環境にやさしい農業技術
- ② 用語解説
- ③ 有機農業の推進に関する法律
- ④ 有機農業の推進に関する基本的な方針
- ⑤ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）

第1 有機農業推進計画の策定

1 計画策定の趣旨

近年、国内外でSDGsへの関心が高まっているほか、気候変動等による収量減少・品質低下等の影響が顕在化しており、生産活動の持続的な発展のためには、農業生産に起因する環境負荷の低減を図っていくことが必要となっています。

国では令和3(2021)年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」を策定・公表しました。また、令和4(2022)年7月には、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることを目的に、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号、以下「みどりの食料システム法」という)が施行されました。

有機農業は、自然循環機能を最大限に生かした、環境への負荷の少ない農法であるとともに、近年では、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組を拡大することは、SDGsの達成にも貢献するものとされています。県では、信州の美しい自然環境を守り、環境と調和した農業を進めるという意識のもと、有機農業を「環境にやさしい農業」の一つに位置付け、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号、以下「有機農業推進法」という)及び、有機農業推進法に基づき国が定める「基本方針」に即し、その推進施策を「長野県有機農業推進計画」として定め、取り組んでいます。

県内においても、環境配慮等への機運の高まりから、有機農業での就農を希望する者が増えており、中山間地コミュニティの新たな担い手にもなっています。また、規模拡大や生産の効率化に不向きな中山間地にあっても、付加価値が高まる栽培法として、農業振興にも貢献しています。しかし、有機農業の栽培技術は地域やほ場の状況により異なり、普遍的な栽培体系が確立しにくく、収量・品質が不安定になりやすいことから、有機農業者への技術的支援が必要となっています。また、有機農業の取組を面的に拡大していくためには、地域の農業者組織や市町村等が主体となった、「地域ぐるみ」での取組を支援・推進していく必要があります。

さらに、有機農業で生産された農産物のコストや労力が評価された適正な価格での取引につながるよう、消費者や実需者等の有機農業に対する理解促進をより一層推進する必要があります。

本計画は、これらの情勢の変化を踏まえ、本県における環境にやさしい農業の一翼を担う有機農業をさらに推進するため、平成30(2018)年に公表した第3期計画を改訂するものです。

2 計画期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、「第4期長野県食と農業農村振興計画」と一体的に推進します。

3 計画の進行管理

推進計画を着実に遂行するため、有機農業者や消費者、有識者等の関係者の御意見・助言を把握する機会を設け、これらを当該施策に反映させるよう努めます。

また、本計画は、計画期間中における農業を取り巻く情勢の変化等に対応し、適時適切に見直すこととします。

第2 有機農業の定義と推進方針

1 有機農業の定義

本計画において「有機農業」とは、有機農業推進法第2条の規定に基づく、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法(農法)を用いて行われる農業」をいい、有機農産物の日本農林規格(有機JAS)に規定された生産方式や、環境保全型農業直接支払交付金等における国際水準の有機農業の取組を含みます。

「有機農業」と「有機農産物」

■ 定義

・有機農業推進法

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

・コーデックス委員会

(国際水準の有機農業)

生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システム

・有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物

■ 具体的な生産方式の条件

① 化学肥料及び化学合成農薬の使用禁止の条件

栽培中、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない

② 遺伝子組み換え技術を利用しない

③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する

④ 取組期間の条件

①による栽培を前2年以上行ったほ場で生産

⑤ 緩衝地帯の条件

禁止された農薬・化学肥料が周辺から飛来、流入しない措置

⑥ 種苗の利用条件

禁止された農薬・化学肥料を使用していない種苗の利用

⑦ 放射線照射を行わない

⑧ 収穫後の取り扱いの条件

収穫後も薬剤の汚染や一般農産物が混入しない管理



2 めざす姿

- (1) 有機農業をはじめとした環境にやさしい農業が地域ぐるみで展開されています。
- (2) SDGs やエシカル消費などの新たな価値観への関心が高まり、有機農業や、有機農業で生産された農産物に対する消費者等の理解が進んでいます。

3 有機農業推進の基本的な考え方

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減する農法であり、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示し、農業分野でのSDGsの達成にも貢献するものであることから、県が進める「環境にやさしい農業」の一つとして位置づけ推進します(図2-1)。
- (2) 「第4期長野県食と農業農村振興計画」で掲げる、農業生産に起因する環境負荷低減を図り、持続可能な生産につなげるための手段の一つとして、取組拡大を推進します。
- (3) みどりの食料システム戦略を踏まえ、地域ぐるみでの展開を推進します。
- (4) 実践者の有機農業に対する理念や生産方法、販売方法等が多様であることに鑑み、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、農業者の自主性を尊重しつつ、施策を推進します。
- (5) 推進にあたっては、関係者の連携が不可欠であることから、市町村、農業団体、流通業者、有機農業者等と密接に連携を図ります。

環境にやさしい農業 → 「環境にやさしい農産物」

≡ 環境負荷低減事業活動に取り組む農業（法律※1）

有機質資材の施用などの土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量削減を一体的に行う取組（有機農業を含む）や、温室効果ガスの排出削減、バイオ炭の施用など炭素貯留、プラスチック資材の排出又は流出抑制など、農業生産に由来する環境負荷の低減に取り組む農業

肥料・農薬

GHG削減

その他、
環境負荷低減

県による
認定

みどりの食料
システム法に
基づく認定
(法律※1)

肥料・農薬

化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して生産する農業

県（審査機関）
による認証
→ 認証票の
利用可能

信州の環境にやさしい農産物認証（県独自の認証制度）

（認証票を利用した販売可能（任意））

地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を原則50%以上削減した方法で生産された農産物を県知事が認証する制度



化学肥料・化学合成農薬を使用せずに生産する農業

肥料・農薬

有機農業（法律※2） → 「有機農業で生産された農産物」

化学肥料・化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した方法で行われる農業

肥料・農薬

遺伝子組み換え

「有機農産物」（法律※3）

（「有機〇〇」等の表示不可）

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないなど、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のこと

ドリフト防止

肥料・農薬

遺伝子組み換え

登録
認定機関
による事業者認定
→ 認定事業者
による格付

有機JAS制度（法律※3）

→ 「有機JASマーク農産物」

（「有機〇〇」等の表示可能）

有機JASに適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認定された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度



持続可能な農業

環境にやさしい農業など「環境」の側面での持続可能性をはじめ、

- ・ 農業の継承のために必要な「担い手」「農地」「農村」などの側面
- ・ 経営が成り立つためには適正な価格形成が必要であり、地産地消・エシカル消費など「消費」の側面 など、

農業のあらゆる側面

における持続可能性を考えて、未来につづいていく農業

肥料・農薬

GHG削減

その他、環境負荷低減

担い手

農村

農地

消費

and more

※1：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

※2：有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

※3：日本農林規格等に関する法律（JAS法）（昭和25年法律第175号）

図2-1 環境にやさしい農業と有機農業の位置付け

第3 有機農業の現状と課題

1 生産及び支援体制の現状と課題

(1) 本県における有機農業の取組状況

令和3(2021)年の県内における有機農業の取組面積は567haで、平成29(2017)年からやや増加している(図3-1)ものの、近年は横ばいで推移しています。また、品目別の取組面積は、野菜が42%、次いで水稲が35%となっており、両品目で全体の4分の3を占めています(図3-2)。

しかし、令和3(2021)年の有機農業の取組面積が全耕地面積(105,200ha)に占める割合は0.5%と依然低く、より一層の取組拡大が必要です。

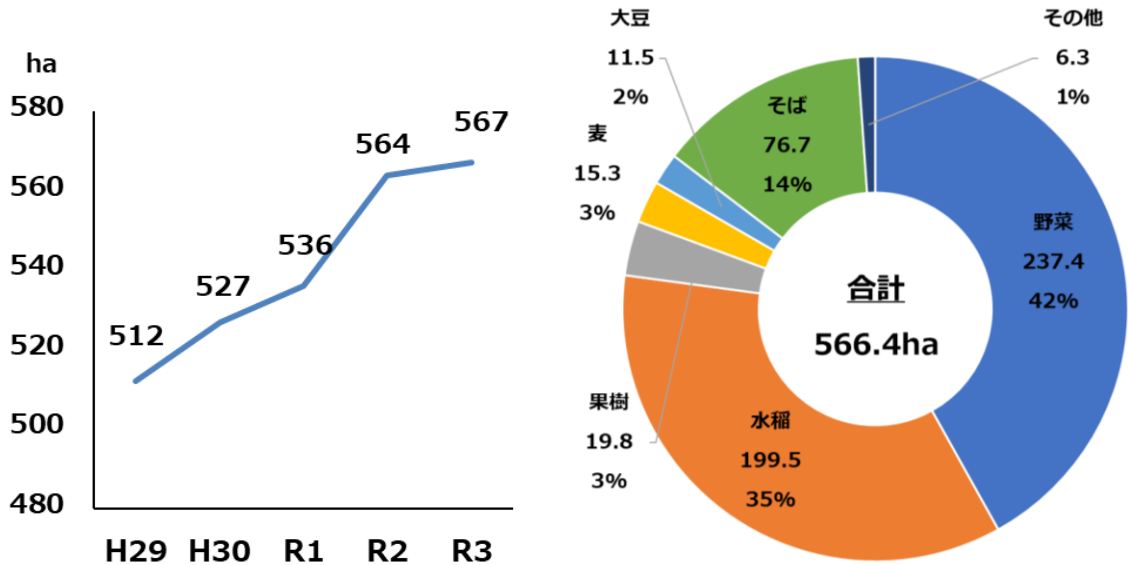


図3-1 県内の有機農業に取り組む面積の推移 (長野県農業技術課調べ)

図3-2 県内の品目別有機農業取組面積 (令和3年度長野県農業技術課調べ)

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく認証(以下「有機JAS認証」という。)を受けた県内の農業者は109件(令和3(2021)年度)、面積は147ha(令和2(2020)年度)で、平成27(2015)年度に比べ面積は25ha増加しています(図3-3)。

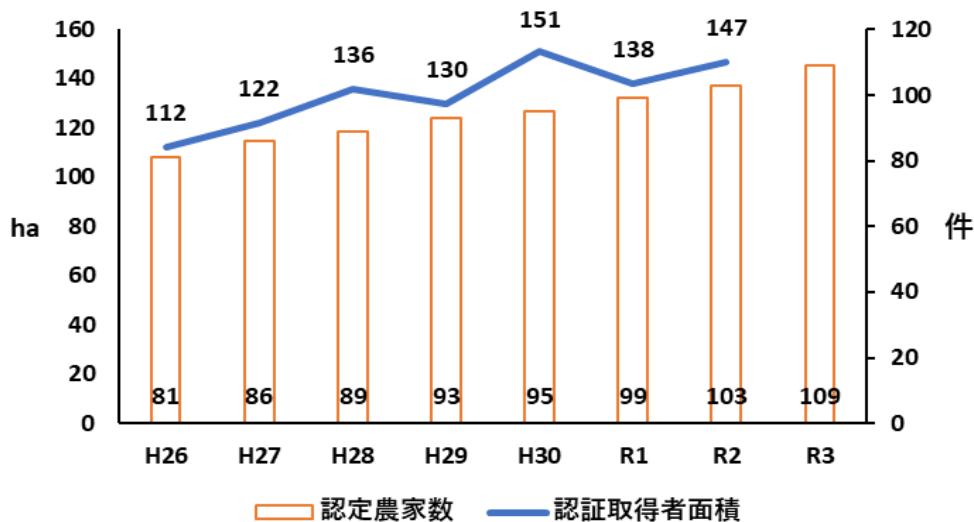


図3-3 有機JAS認証取得者の認定件数と認証取得面積の推移(農林水産省公表値)

また、有機農業に取り組む農業者への支援制度として、国の環境保全型農業直接支払交付金がありますが、令和3(2021)年に交付金を活用した有機農業者数は196人、面積は284haで、平成30(2019)年度以降、活用件数は横ばいの傾向にあります(図3-4)。

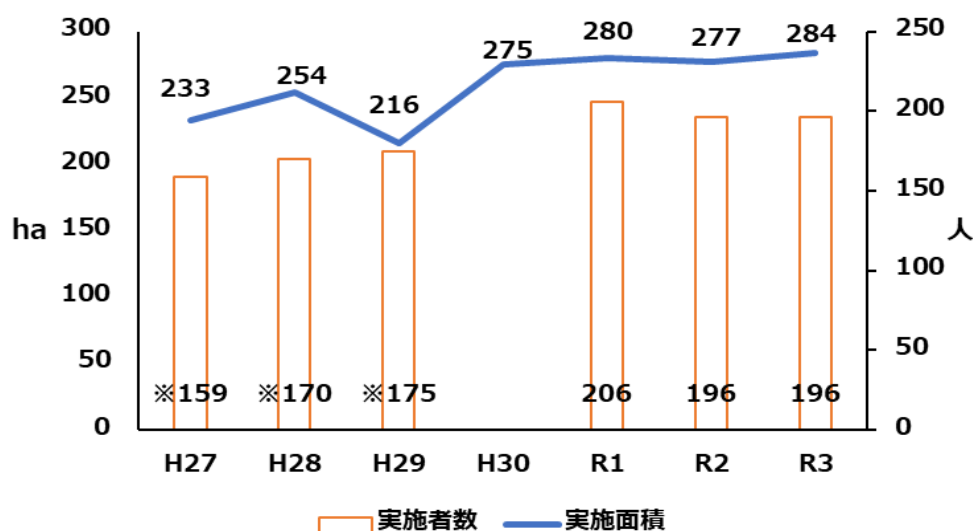


図3-4 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の実施面積と実施農業者数の推移(農林水産省公表値)

※実施者数について、H26-29はエコファーマーの内数、H30は調査データなし

(2) 「点」から「面」への取組拡大

県内の有機農業実践者は点在しており、実践者同士のつながりが希薄になりやすい傾向がありましたが、近年は市町村や郡単位の有機農業者組織が設立されており、情報交換や販路開拓が進んでいます。

今後、有機農業を「点」から、地域ぐるみでの「面的」な取組へつなげていくためには市町村の協力が欠かせませんが、有機農業の推進に対する市町村の考え方が異なることもあり、相談窓口を設置している市町村数は令和3(2021)年時点で30市町村に留まり、支援体制は十分ではありません。国と県が令和3(2021)年に市町村を対象に実施した「有機農業の推進状況調査」では、有機農業の推進に当たり「面的に進めていくノウハウが圧倒的に不足している」「推進のための情報が不足している」といった課題が挙げられています。

一方で、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、有機農業を通じた地域づくりに積極的に取り組む町村なども出てきていることから、これらの先進事例や推進のノウハウを他市町村へ伝えていくことが必要です。

2 生産拡大及び支援体制の構築に向けた県の取組状況

県では、第3期長野県有機農業推進計画に基づき、有機農業の拡大に向けた技術向上や、新規就農者の技術習得・経営改善、有機農業者同士や消費者、実需者など関係者のつながりづくりなどを支援してきました。

令和元(2019)年には、生産者、消費者、流通業者、行政関係者等による情報交換と相互連携のため、「長野県有機農業推進プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という)を設立しました。プラットフォームでは、会員専用SNS上で情報発信を行うとともに研修会(R1~R4に11回)を開催して、会員の情報交換と資質向上を図りました。

また、技術向上に向けた支援としては、県内の先進的実践者を有機農業推進アドバイザーとして登録し、新規の有機農業者等に対して、技術や経営に関する助言を行うほか(H30～R4活用件数 13 件)、有機農業に活用可能な農業技術の基礎などについて学ぶ「オーガニック・アカデミー」を開催し、平成 30(2019)年度から令和 3(2021)年度までに 134 名が受講しました。令和 3(2021)年度からは、市町村の理解醸成・知識向上に資するため、受講対象者を農業者や新規就農希望者だけでなく、市町村職員まで拡大して実施しています。

令和 2(2020)年度からは、有機 J A S 認証制度や有機栽培技術についての研修を受けた有機 農業指導職員を育成して農業農村支援センターに配置し、有機農業者の指導や情報提供を 実施しています。

技術開発や情報の発信については、県農業関係試験場において化学肥料代替技術や化学合成農薬によらない病虫害防除技術など、有機農業にも活用できる環境にやさしい農業技術の開発を進めるとともに、既存の開発技術情報と合わせて県ホームページで発信しています。

また、本県だけでなく、国や他県の試験研究機関等が開発した有機農業関係技術情報を品目ごとに取りまとめ、県農業試験場ホームページに一元的に掲載しました。

しかし、これらを技術として有機農業の生産現場へ普及していくためには、地域ごとの気象条件やほ場の状況に適し、かつ経営面で持続可能な技術を、現地実証等を通じて選択する必要があります。また、地球温暖化等の影響により、既存の技術で対応が困難となっている事例もあることから、これに対応するため、新たな技術の開発も必要となっています。

有機農業での就農を目指す県内外の新規就農希望者に対しては、新規就農里親支援制度を活用した支援を行っています。また、令和 3(2021)年度には、有機農業での経営の参考指標の一助とするため、佐久農業農村支援センター管内 4 件の有機農業新規就農者の経営実態について、栽培技術や経営安定要因の調査を実施しました。

有機農業者の経営安定のためには、販路の拡大・安定が重要なことから、有機農業で生産された農産物を扱う小売店等との商談会の開催や商談支援、令和 2(2020)年に県が開設した E C サイトの活用促進により、販路開拓を支援しています。

3 流通・販売・消費の現状と課題

(1) 販売先の状況

農林水産省が令和 3(2021)年に、全国の有機農業者及び流通加工業者を対象に実施した「令和 3(2021)年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査有機農業等の取組に関する意識・意向調査」によると、有機農業で生産された農産物の主な販売先として最も多かったのは「J A」(46.1%)、次いで「消費者個人と相対で取引」(31.8%)、「直売所」(26.2%)となっています(図 3-5)。

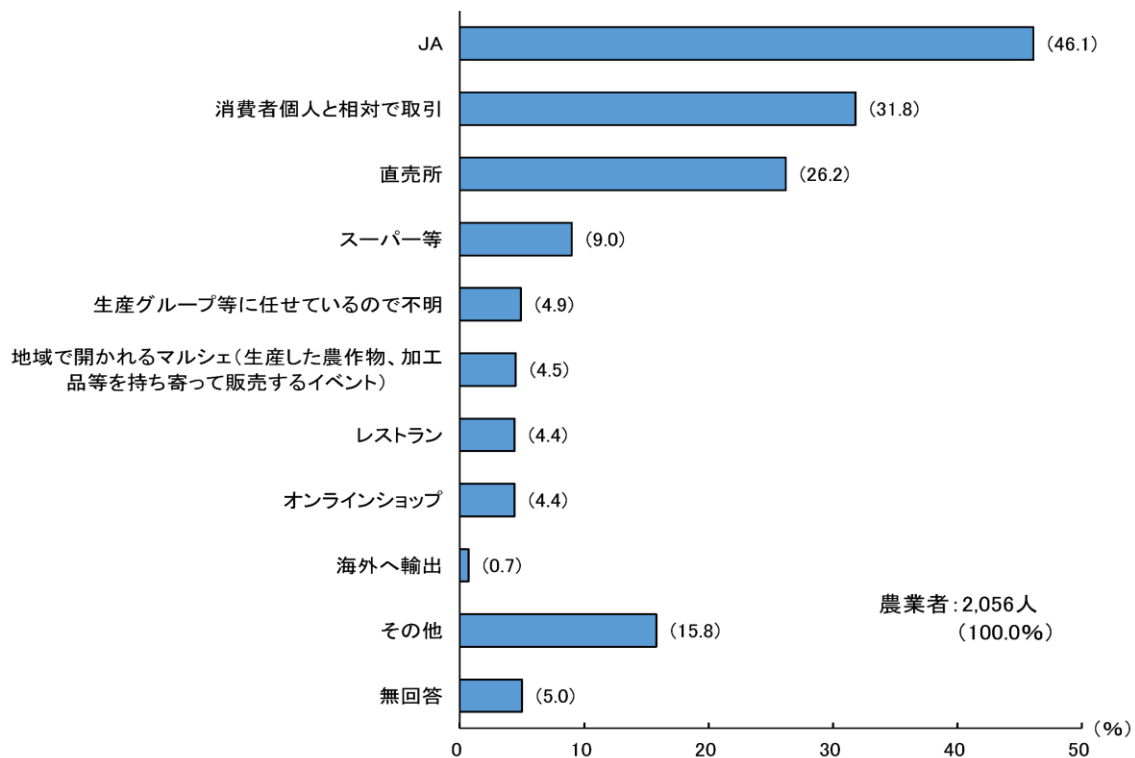


図3-5 有機農業で生産された農産物の販売先(令和3年度農林水産省調べ)

(2) 流通・販売の状況

同調査によると、流通加工業者のうち 20.6%が有機食品を「取り扱っている」と回答しており、このうち、国産有機食品を取り扱っている業者のうち 60.6%が「今後も国産有機食品の取り扱いを増やしたい」と回答しています。その主な理由として、「品質がいい」(58.4%) 「国内農業支持をアピールできる」(47.4%)、「環境への配慮をアピールできる」(46.7%)を挙げています(図3-6)。

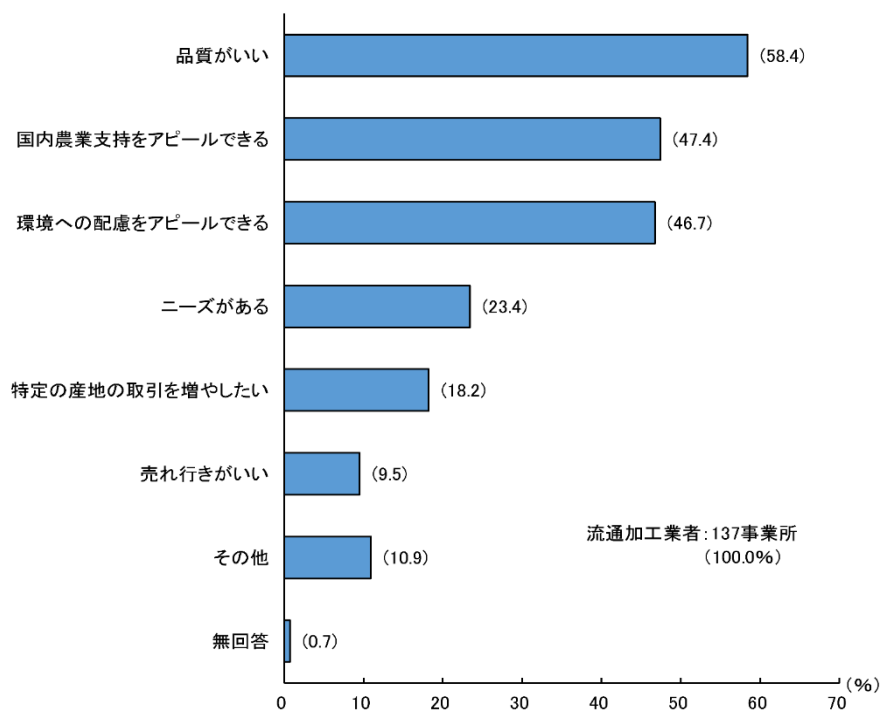


図3-6 国産有機食品の取扱量を増やしたい理由(令和3年度農林水産省調べ)

また、現在、有機食品や国産有機食品を取り扱っていない業者においても、29.5%が「国産有機食品を取り扱いたい」と回答しており、有機食品への関心の高さが伺えます。

一方、有機食品や国産有機食品を取り扱っていない業者では、その理由として「販売価格が割高」(49.5%)、「既存の取引先には有機食品の取り扱いがなく入手できない」(35.0%)、「消費者の有機食品等に関する制度の理解が不十分」(14.5%)、「周年で安定的な量の確保」(12.9%)、「数量の確保」(12.3%)を挙げています(図3-7)。

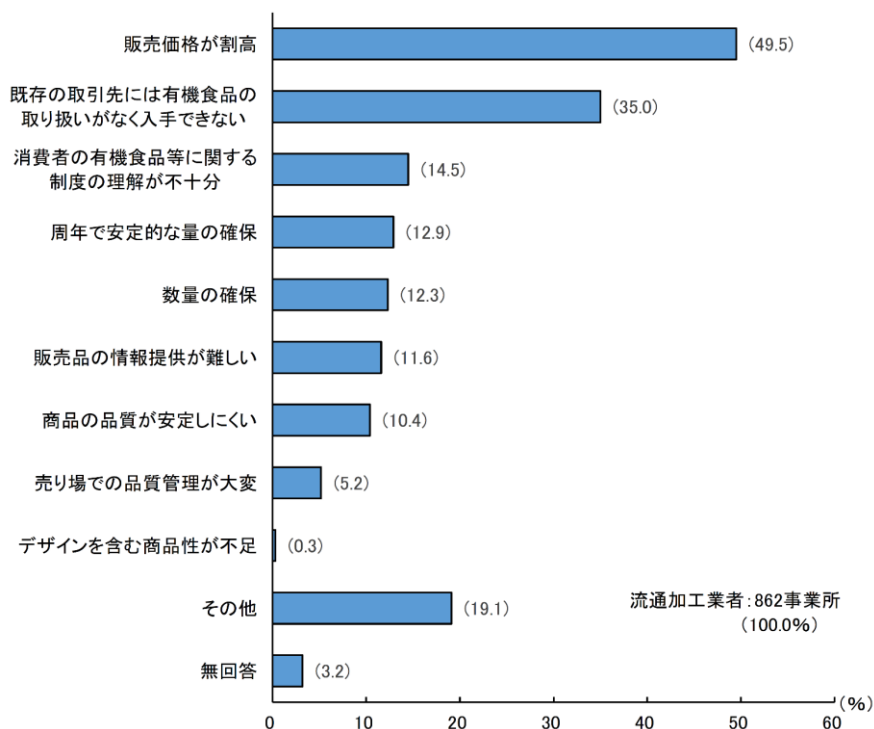


図3-7 国産有機食品を取り扱っていない理由(令和3年度農林水産省調べ)

今後、有機農業で生産された農産物の販売先を拡大していくためには、有機農業者のグループ化の推進による供給量の確保や、実需者が容易に入手でき、かつ再生産可能な適正価格で取引されるための流通・販売の仕組みづくりが必要です。

さらに、食育の推進と学びの場・体験機会の創出などを通じ、実需者や消費者の有機農業に対する理解促進の取組をより一層進めていくことが必要です。

一方で、有機農業で生産された農産物を売り込み、取り扱いにつながるよう、特に新規就農者・就農希望者を対象に、流通・販売動向を踏まえた生産・販売方針の策定と販売スキルの向上に向けた支援も必要です。

(3) 学校給食における有機農業で生産された農産物の活用の状況

近年、自治体や学校現場において、学校給食における有機農業で生産された農産物の活用への関心が高まっています。県が令和3(2021)年に、栄養教諭及び市町村教育委員会を対象に実施した「学校給食での有機農業で生産された農産物等の活用に関するアンケート」では、栄養教諭の80%、市町村教育委員会の60%が「学校給食における有機農業で生産された農産物活用に関心がある」と回答しています。

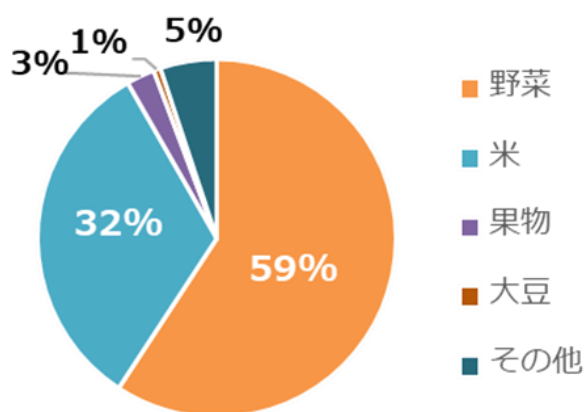


図3-8 使用頻度が高い、有機農業で生産された農産物の品目
(長野県農産物マーケティング室調べ)

さらに、県内給食実施校を対象に、令和4(2022)年に県が実施した「令和3(2021)年度学校給食における有機農業で生産された農産物の活用に関する指標調査」では、「令和3年度に有機農業で生産された農産物を学校給食の食材として活用した」と回答した学校は29%ありました。

このうち、使用した品目として最も多いものは「野菜(59%)」で、次いで「米(32%)」となっています(図3-8)。

一方、同調査において、71%の学校では「使用していない」と回答しており、有機農業で生産された農産物の活用に関心があるものの、実際の使用には至っていない現状があります。使用していない理由としては、必要量の確保や価格など「学校給食の規格に合わない」が30%、「地域に有機農業で生産された農産物の生産者がいない」が25%、「納入事業者が有機農業で生産された農産物を取扱っていない」が24%となっています(図3-9)。

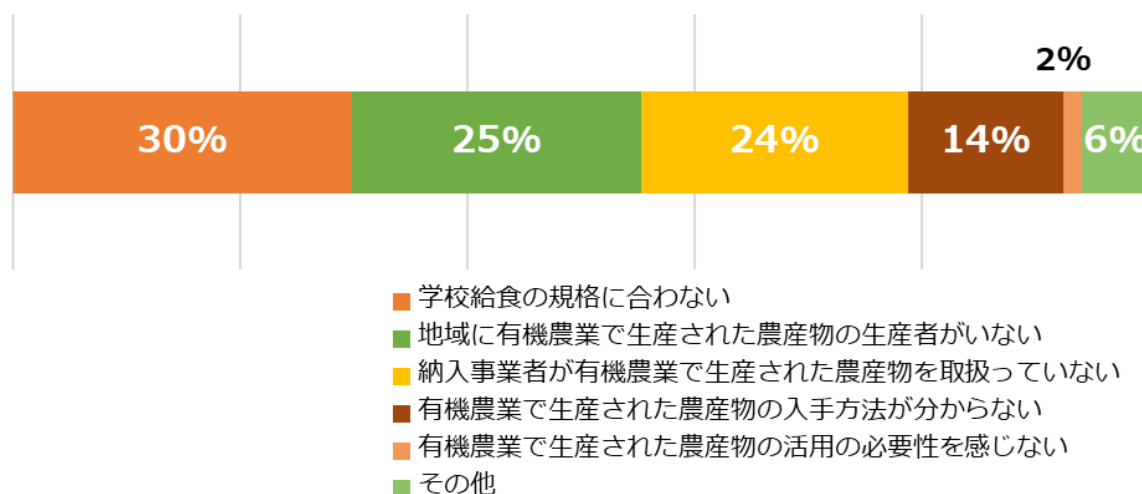


図3-9 有機農業で生産された農産物を活用していない理由(長野県農産物マーケティング室調べ)

このため、有機農業で生産された農産物を学校給食での取扱いにつなげるためには、生産者情報の収集・提供体制の整備や、規格について話し合う生産現場と栄養教諭の意見交換の場の設定などが必要です。

(4)消費の状況

農林水産省が平成30(2018)年に消費者を対象として実施した「有機食品マーケットに関する調査」において、有機食品の購入や外食等の利用頻度について「週に1週間以上」と回答した割合は17.5%である一方、「ほとんど利用していない」は約半数の54.8%にのぼり、さらに消費拡大を促していく必要があります(図3-10)。

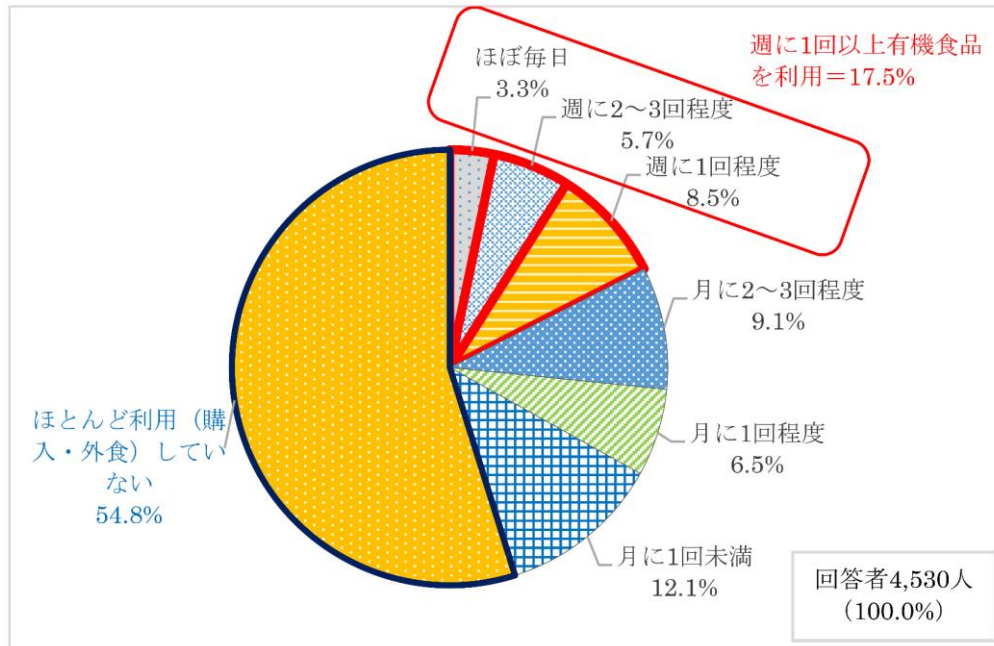


図3-10 有機食品の利用頻度(平成29年度農林水産省調べ)

また、週に1回以上利用する方について、その主な購入先は「スーパー」(87.4%)、「直売所」(33.8%)、「生協(店舗、宅配)」(33.7%)等で(図3-11)、購入経験のある食品は、「有機野菜」(62.5%)、「有機米」(48.6%)などの農産物が多く、加工食品として「パン類」(45.7%)、「豆腐」(43.0%)、「みそ」(41.3%)などが多くなっています。

有機農業で生産された農産物の購入頻度を増やし、消費拡大につなげるためには、スーパーや直売所等、消費者が有機農業で生産された農産物を容易に購入できるよう、流通・販売の体制整備や販売店の情報収集・発信が必要です。

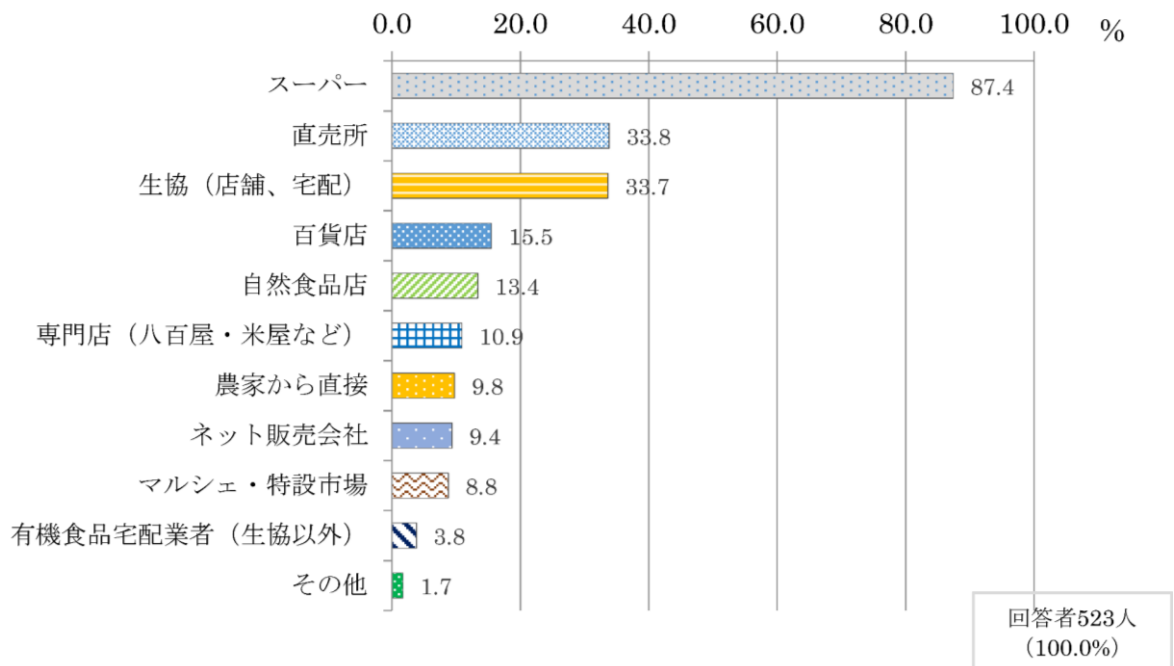


図3-11 有機農業で生産された食品の購入先(平成29年度農林水産省調べ)

(5) 流通業者・販売店・消費者の有機農業に対する認知

有機食品マーケットに関する調査において、消費者へ「有機やオーガニックという言葉の理解状況」について質問したところ、「正確に知っていた」割合は 3.7%にとどまり、「有機」や「オーガニック」という言葉を知らなかった、「言葉は知っていたが、表示に関する規制があるとは知らなかった」と回答した割合は約 70%に上ります(図 3-12)。

平成 24(2012)年に日本有機農業研究会が公表した全国調査結果においても、有機農業への理解についての質問に「わからない」もしくは誤った認識の回答をした割合が約 64%であったことから、消費者への有機農業に対する理解促進は、引き続きの課題となっています。

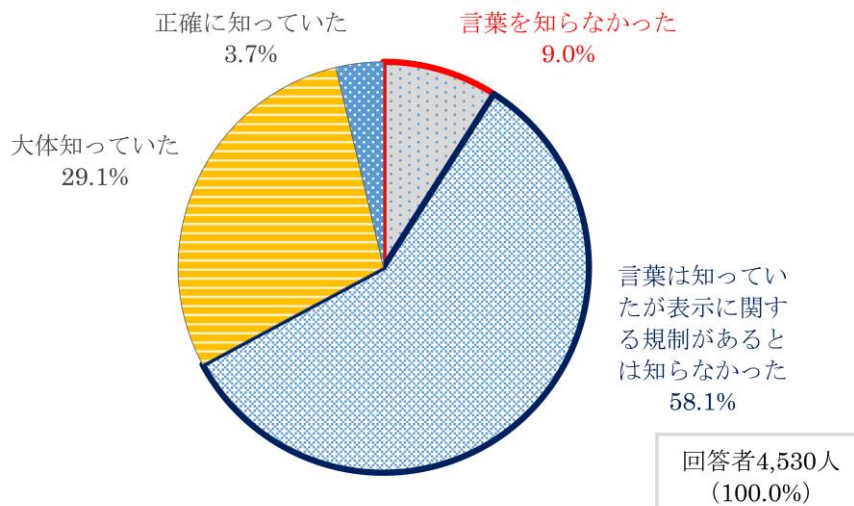


図 3-12 有機やオーガニックという言葉の理解状況(平成 29 年度農林水産省調べ)

有機農業等の取組に関する意識・意向調査において、「取り扱っている国産有機農産物の有機 JAS 認証の取得状況」に関する質問で、「有機栽培と聞いているがどのように取り組んでいるかわからない」と回答した事業者が 53.9%と最も高く、有機農業者と取扱業者の信頼関係のみによって取り扱われているという現状も伺えます(図 3-13)。

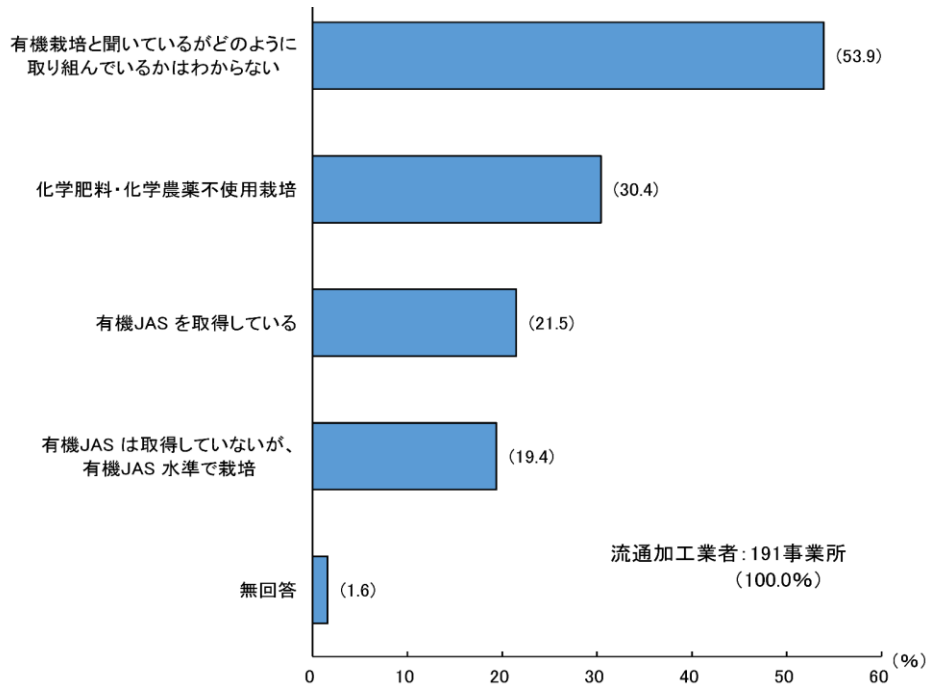


図 3-13 取り扱っている国産有機農産物の有機 JAS 認証の取得状況(令和 3 年度農林水産省調べ)

4 有機農産物の流通・消費拡大に向けた県での取組状況

県では、有機農業者・消費者・流通業者など関係者の連携強化に向けた支援、消費者・実需者・市町村等における理解促進の取組を進めてきました。

関係者の連携強化に向けた取組としては、「有機農業推進プラットフォーム」の会員等を対象とした勉強会や交流会、会員専用SNSを通じて、つながりづくりを支援しています。

令和2(2020)年度には、会員が中心となり取り組む研修会や販路開拓等の独自活動を支援する「有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金」を新たに創設し、令和3(2021)年度までに27の取組が本支援金により実施されました。

有機農業プラットフォーム会員専用SNSでは、令和3(2021)年度末までの累計情報掲載数は256件にのぼり、会員による情報発信が盛んに行われてきましたが、一方通行での発信が主であることから、双方向での意見交換の場の設定等による、さらなる交流の促進が必要となっています。

消費者等への理解促進に向けた取組としては、有機農業推進プラットフォーム勉強会において、地球温暖化防止に対する有機農業の貢献度や、県内外の有機給食の取組事例等について情報発信するとともに、令和元(2019)年度から配置した「有機農業専任担当」による、有機農業に関する県内外の情報収集及び発信を実施しています。

また、令和2(2020)年には、県内で生産された農畜水産物や主原料が信州産の加工食品、信州の暮らしに根差した郷土食など県産食材の価値を発信する「おいしい信州ふード」の中で、特に環境に配慮して生産された農産物を新たなカテゴリー「サステイナブル」として位置付けました。

さらに、人・地域・社会・環境・健康の課題に配慮して商品・サービスを選択する「長野県版エシカル消費」を浸透させるため、農業分野では「①地元で生産された農産物や加工品を選ぶ、②地域の気候や風土に根ざした農産物や加工品を選ぶ、③環境に配慮して生産された農産物を選ぶ、④農福連携で生産された農産物や加工品を選ぶ」という4つの視点を「農業分野でのエシカル消費」と位置付け、有機農産物など環境にやさしい農産物の消費拡大を促進しています。

令和4(2022)年には、有機農業で生産された農産物(米や野菜等)を県立特別支援学校16校及び県農業大学の給食食材として供給する(図3-14)とともに、食育用教材を作成(図3-15)し、有機農業など環境にやさしい農産物に関する食育を実施しました。



図3-14 長野ろう学校での給食メニュー



図3-15 環境に配慮した農業の紹介リーフレット

第4 有機農業を推進するための施策

1 施策の展開方向

第3期計画における3つの基本方向「ひろがる」「つながる」「高まる」はいずれも重要な視点であることから継続・拡充し、有機農業を取り巻く課題や情勢の変化、みどりの食料システム戦略等を踏まえ、3つの基本方向を包括する「地域ぐるみでの有機農業産地づくり」を進めます。

ひろがる 有機農業生産

- ア 就農・技術習得・経営支援
- イ 技術開発と成果情報の収集・発信

つながる 有機農業ネットワーク

- ア 有機農業推進プラットフォームの活動強化

高まる 有機農業への理解と消費拡大

- ア 消費者・実需者等の有機農業への理解促進と魅力発信
- イ 有機農産物の流通・販売体制の構築
- ウ マッチング機会の創出等

地域ぐるみでの有機農業産地づくり
(オーガニックビレッジの創出)

2 将来の達成目標

有機農業の面的拡大に向け、有機農業に取り組む生産者を増やすための取組を通じ、面積を拡大します。

項目	現状 令和3(2021)年	目標 令和9(2027)年
有機農業に取り組む面積※	567ha	850ha

※県農業技術課独自調査による面積

有機農業の面的拡大を図るため、地域ぐるみで有機農業を推進する市町村の体制整備を支援します。

項目	現状 令和3(2021)年	目標 令和9(2027)年
オーガニックビレッジ宣言をした市町村数※	— (2022: 2か所)	10か所

※有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ「地域ぐるみ」の取組を進める市町村

3 推進施策

(1)ひろがる 有機農業生産

有機農業で生産された農産物の生産が『ひろがる』よう、以下の取組により、新規就農者等の就農支援や生産技術向上、販売力の強化による持続可能な経営を支援します。

ア 就農・技術習得・経営支援

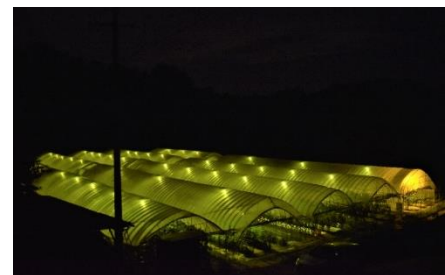
- ・新規就農者等を対象に、栽培技術や流通等の基礎について学ぶオーガニック・アカデミーを開催します。
- ・有機農業アドバイザー制度を、より多くの方に活用いただける内容に改正し、有機農業の技術習得を促進します。
- ・農業農村支援センターと農ある暮らし相談センターとの連携により、有機農業に関心のある者の実践をサポートします。
- ・就農コーディネーターによる相談や新規就農里親支援制度等により、有機農業での新規就農希望者を支援します。
- ・有機農業を目指す担い手に、農業機械等の導入を支援します。
- ・環境保全型農業直接支払交付金制度等の活用推進により、有機農業者を支援します。
- ・有機農業の「実践者」や「農産物」の見える化を推進するため、参加型認証制度などの新たな認証制度について、生産者や実需者、消費者が一体となり、検討を進めます。
- ・有機農業など環境にやさしい農業の基本となる「土づくり」について、土壌診断に基づく施肥設計や地域資源を活用した堆肥等の有機質肥料への転換を支援します。
- ・産地が地域ぐるみで取り組む、有機農業に活用可能な環境にやさしい農業技術による栽培体系への転換に向けた実証と普及を支援し、有機農業への転換を推進します。
- ・先進的有機農業者の経営の実例把握を行うとともに、その結果を就農相談窓口と共有し、新規就農希望者や有機農業への転換を目指す農業者の経営安定を支援します。
- ・有機農業指導職員の育成を進め、農業農村支援センターによる現地指導体制やマーケットニーズに応じた有機JAS認証の取得に向けた支援体制を強化します。
- ・マーケティングに関する研修会への参加支援等により、有機農業者自らの生産方式や農産物の訴求力の強化に向けた支援を行います。

イ 技術開発と成果情報の収集・発信

- ・総合的病害虫・雑草管理に沿った防除技術、堆肥や緑肥の活用による化学肥料低減技術など、有機農業にも活用できる環境にやさしい農業技術の開発と普及を進めます。
- ・農業農村支援センター及び農業関係試験場等における先進的有機農業者の生産技術事例の収集・分析及び発信により、有機農業者の生産技術向上・安定化を促進します。

【光利用技術】

オオタバコガの発生期間は長期にわたるため、栽培期間の長い果菜類では殺虫剤を定期的に散布する必要があります。そこで、殺虫剤の散布回数削減を目指し、長野県野菜花き試験場では、高輝度LED（レピガードシャイン）の設置により、オオタバコガによるカラーピーマンの被害を軽減できることを明らかにしました。



現地での設置の様子

(2)つながる 有機農業ネットワーク

消費者と有機農業者、有機農業者同士がより強く『つながる』よう、プラットフォームの活動強化に取り組みます。

ア 有機農業推進プラットフォームの活動強化

- ・会員同士の新たなつながりの場として、分野ごとにテーマを設定し、年間を通じた検討の場をつくります。
- ・「有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金」により、会員が中心となった独自活動を支援します。

(3)高まる 有機農業への理解と消費拡大

有機農業への理解が『高まる』よう、消費者・実需者・市町村・教育機関等、それぞれのニーズに応じた情報発信や啓発を行い、販路・消費拡大を図ります。

ア 消費者・実需者等の有機農業への理解促進と魅力発信

- ・市町村教育委員会、栄養士、調理師を対象とした勉強会を通じた取組意識の啓発により、学校給食における有機農業で生産された農産物の活用を促進します。
- ・全国市町村の先進事例や有機農業の推進に必要な情報提供、研修会を通じ、市町村の理解醸成を促進します。
- ・「おいしい信州ふード」の 카테고리の一つ「サステイナブル」として、引き続き有機農産物など環境にやさしい農産物の魅力や価値を県内外へ広く発信し、県民との意識共有を図ります。
- ・生産者と給食事業者との調整を図るコーディネーターを派遣し、学校給食や社員食堂での有機農産物など環境にやさしい農産物の利用促進と食育活動の推進を図ります。
- ・食育の取組を支援するため、教育現場で活用しやすい教材や食育ツール等を作成します。
- ・民間企業とも連携し、「おいしい信州ふードネット」やSNS等を活用して、消費者が購入できるお店や、食べられるお店が紹介できるよう情報発信を強化します。
- ・セミナーの開催や県内の取組事例の情報発信、保護者や子どもなどの消費者を対象とした有機農業産地見学会の開催等により、有機農産物など環境にやさしい農産物に対する理解醸成を図り、消費をすすめます。

イ 有機農業で生産された農産物の流通・販売体制の構築

- ・農業分野でのエシカル消費を促進するため、「おいしい信州ふードネット」の活用、出前講座の実施、直売所や地元スーパーでのPR等により消費につながる情報発信を強化します。
- ・直売所等における有機農業で生産された農産物の取扱い拡大に向け、環境にやさしい農産物等の販売PRに資する取組を支援します。
- ・有機農業で生産された農産物の円滑な流通のため、生産状況の収集及び実需者への提供体制づくり等を支援します。
- ・有機農業で生産された農産物の流通・販売を担う事業者の取組を支援します。

ウ マッチング機会の創出等

- ・商談会の開催や県ECサイトの活用等、マッチング機会の創出により有機農業で生産された農産物の販路拡大を支援します。

【参考指標】

学校給食等での有機農産物など環境にやさしい農産物の活用を進め、地産地消を推進するとともに、食育活動の充実を図ります。

項目	現状 令和3(2021)年	⇒	目標 令和9(2027)年
有機農業で生産された農産物を使用した給食を実施した学校の割合(一品以上)	28%		40%

(4) 地域ぐるみでの有機農業産地づくりの推進

- ・農業農村支援センターや流通業者等、関係者が連携し、市町村が主体となり地域ぐるみで取り組む、有機農業への転換に向けた栽培実証や普及、有機農業で生産された農産物の販路開拓、給食への利用等、生産から販売まで一貫した「有機農業産地づくり」(「オーガニックビレッジ」の創出)を支援します。
- ・県内外の先進市町村の行政担当者を招いた事例紹介や推進体制の構築の方法について学ぶ勉強会等を通じて、市町村の推進体制整備を支援します。

【事例紹介】松川町～環境保全型農業を推進し遊休農地を解消しよう～



〈ゆうき給食とどけ隊と技術講師の皆さん〉



〈栄養士、調理員の皆さんのほ場見学〉

松川町では、遊休農地の解消に向け、有機農業などの環境保全型農業の推進に取り組んでいます。

遊休農地での有機栽培研修会を実施するとともに、生産者グループ「ゆうき給食とどけ隊」を結成し、収穫された農産物を町内3か所の小中学校や病院の給食に提供しています。

給食での提供にあたっては、栄養士と生産者が一緒になった話し合いやほ場見学を行い、お互いの理解を深めています。



〈ゆうき給食とどけ隊〉
Facebook ページ

【緑肥作物利用技術】

作物への養分供給を目的としてレンゲなどのマメ科植物やライ麦、ソルゴー等のイネ科作物等を作付け、植物体をそのまま土にすき込み減肥する技術です。

緑肥の作付により連作障害の回避や堆肥の代替としての効果も期待できます。初夏どりレタスにおける越冬ライムギの鋤込みにより、窒素の施用量を 30~50% 程度削減することが可能となります。



ライムギのすきこみの様子

【抵抗性・耐病性品種利用技術】

農作物の栽培にあたり、生産の安定を図るために、特定の病気に対して抵抗性や耐病性をもった品種を使う技術です。

＜品種例＞

根腐病レース 1、2 に耐病性のレタス「シナノパワー」

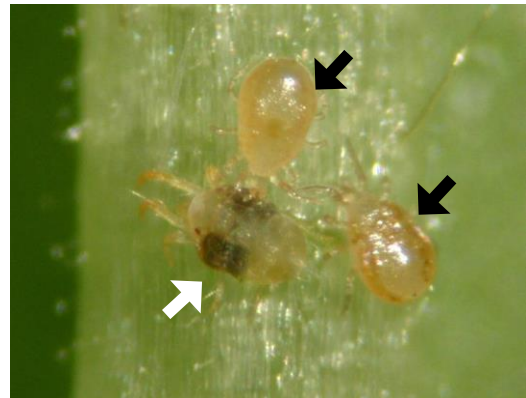
黒斑病に抵抗性、黒星病に耐病性のナシ「(南農ナシ 6 号；天空のしずく)」

【生物農薬利用技術】

＜天敵利用技術＞

捕食性天敵であるクモ類や、寄生性天敵の寄生蜂等の働きを活用して害虫の発生密度を抑える技術です。有機栽培では化学合成農薬が使用されないことから土着天敵が比較的豊富であるため、天敵を上手く活用して要防除水準以下に抑えていく方法がとられています。

また、りんごでの草生栽培の実施により、捕食性天敵であるカブリダニ類の温存により、ナミハダニを防除できます。



ナミハダニ(白矢印)を捕食する
ミヤコカブリダニ(黒矢印)

＜微生物農薬利用技術＞

自然界に存在する微生物のうち、病原菌などから植物を守る微生物や害虫に感染して死滅させる微生物を選抜し、生きたまま製剤としたものを利用する技術です。

＜商品例＞

マスタピース水和剤、ボタニガードES など

【フェロモン剤利用技術】

合成性フェロモン製剤をほ場に設置することで、害虫の交尾を阻害し、次世代の害虫の発生を抑える技術です。雄成虫が雌成虫を探索する際に利用する性フェロモンを人工合成し、ほ場に性フェロモン様物質を徐放する資材で、雄成虫が雌成虫を探索することが困難となり、結果として交尾機会が減り次世代の密度が抑制されます。

<商品例>

コンフューザーR、コナガコンープラス、ボクトウコンーHなど



フェロモン剤の設置

【被覆栽培技術（不織布べたがけ）】

不織布を作物の上にかけることで、飛来するチョウ目害虫などによる被害を物理的に抑える技術です。



べたがけの様子

【防虫ネット利用技術】

ネットを用いて害虫の侵入を物理的に防止する技術で、対象害虫によりネットの目合いを変える必要があります。チョウ目害虫の侵入阻止には比較的粗い目合いのネットを用いますが、アブラムシ類の場合は0.8mm目合い、コナジラミ類の場合は0.4mm目合いのネットを使用します。

ただし風通しが悪くなるので、利用にあたっては工夫が必要です。スリムホワイト45は2×5mm目合いと物理的にはアザミウマ類の侵入可能な目合ですが、光反射資材のタイベックを織り込むことにより、風通しを確保しながら害虫（アザミウマ）の侵入を防止できます。



ハウス側面への
スリムホワイト45の設置

【光利用技術】

害虫や病原菌の動きを抑制する光を放つランプをほ場に設置することで、病害虫による被害を抑制する技術です。

高輝度 LED(レピガードシャイン)

：オオタバコガ

UV-B（紫外線）

：うどんこ病（パセリー、いちご）、
ハダニ類



UV-B ランプの設置

【ガス利用技術】

ガスを充満させることで効果を得るものです。

ハダニ類への防除に高濃度 CO₂ を活用するものがあります。

CO₂ 高濃度処理：ナミハダニ（いちご苗）

■有機 JAS で活用できる化学合成農薬について

一般に、有機農業では化学合成農薬は使用できませんが、一部有機 JAS で使用できる農薬がありますので、いくつか紹介します。

＜使用できる農薬例＞

ムッシュボルドーDF：アスパラガス茎枯病など

IC ボルドー412：りんごなど

IC ボルドー66D：ぶどうなど

（長野県農作物病害虫・雑草防除基準に記載の「有機農産物生産上使える農薬一覧」を参照）

【参考資料2】用語解説

ひらがな 頭字	用語	解説
S	SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」に盛り込まれた 17 の目標と 169 のターゲット。
え	エシカル消費	持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動。
お	おいしい信州ふード	県内で生産された農畜産物や主原料が県内産の加工食品、地域に根差した郷土食などの総称。
お	オーガニックビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。国では、みどりの食料システム戦略を受け、このような先進的モデル地区を順次創出し、横展開を図ることとしている。
か	化学合成農薬	化学的に合成された物質や天然物質等を有効成分とする農業用の薬剤。
か	化学肥料	化学的に合成しあるいは天然産の原料を化学的に加工して作った肥料。
か	環境にやさしい農業	有機物の土壌還元による土づくりと合理的作付体系を基礎として、化学肥料・化学合成農薬等を科学的・合理的に削減する取組や、温室効果ガスの排出量を削減する取組、使用済みプラスチックの排出を削減する取組など、農業生産に起因する環境負荷の低減と生産性の維持・向上との調和を図りつつ、農家が幅広く実践できる持続性の高い農業。
か	環境保全型農業直接支払交付金	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、有機農業やカバークロップ、堆肥の施用等に取り組む複数の農業者で構成される任意組織に対して支払われる交付金。交付金の対象活動となる「有機農業」は、国際水準での取組みが求められている。
こ	コーデックス委員会	消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963 年に FAO 及び WHO により設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っている。
さ	参加型認証制度	地域に焦点を当てた品質保証の仕組みで、生産者や消費者が参画して取組水準を決定し、生産の確認も実施する制度。IFOAM (国際有機農業運動連盟) において定義されている。
し	新規就農里親支援制度	就農希望者の支援に積極的な熟練農業者の方を「里親 (農業者)」として登録し、長野県で就農を希望する方に紹介して農業研修をサポートする県の制度。
せ	施肥設計	農業生産を行う上で、肥料を合理的かつ有効に利用するように立案する施肥の計画。
そ	総合的病害虫・雑草管理	様々な防除技術を組み合わせることで、環境負荷を低減しながら、収量や品質に経済的な被害が出ない程度に、病害虫や雑草の発生を抑制しようとする取組。

ひらがな 頭字	用語	解説
た	炭素貯留	本来ならば分解され大気中に放出されるはずであった有機物（炭素）を土壌中に閉じこめる行為。農地に施用された堆肥や緑肥等の有機物は微生物により分解され、二酸化炭素として大気中に放出されるが、一部は分解されにくい土壌有機炭素となって長期間土壌中に貯留されることから、その分だけ大気中の二酸化炭素が減少する。
と	土壌診断	農業の生産基盤としての土壌を調査分析し、診断基準に基づいて診断を下し、農業者に施肥や対処方針を支持、また、土壌変動を監視すること。
の	農ある暮らし	生活の中に「農」を取り入れ、土を耕し作物を育て、四季の野菜や果物を収穫し味わう喜びを感じながら暮らすライフスタイル。
は	バイオ炭	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物。
み	みどりの食料システム 戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出及び有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を促進することを目的に、国が新たに措置した交付金事業。
み	みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の通称。土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組や、温室効果ガスの排出削減に資する取組など環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する計画を都道府県が認定し、その事業活動を資金の貸付けや投資促進税制等の特例措置で支援することで、環境負荷低減事業活動を促進する制度を含む。
ゆ	有機農業アドバイザー	有機農業の先進的実践者をアドバイザーとして登録し、有機農業での新規就農希望者や新規就農者からの相談に対し、農業農村支援センター等からの要請により助言を行う県の制度。
ゆ	有機農業推進プラットフォーム	有機農業に関心のある生産者、消費者、流通業者等の交流・学習の場として、令和元年度に県が開設した“ゆるやかな会議体”。

【参考資料3】

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

公布 平成18年12月15日

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業を言う。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。

【参考資料 4】

有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、これを公表する。

令和2年4月30日

農林水産大臣 江藤 拓

有機農業の推進に関する基本的な方針

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づき策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となっている。

この基本方針について、近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、以下のとおり変更する。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。また、有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上において重要である。

また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響等の懸念に対しても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

今後、このような我が国の農業施策の推進に貢献する有機農業の特徴に鑑み、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合（以下「国産シェア」という。）の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

近年、農業に新たに参入する者のうち約2割の者が有機農業に取り組むなど新たに有機農業に取り組もうとする者が相当数存在しているものの、有機農業では多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができるよう人材育成に向けた取組を推進することが重要である。

また、有機農業の生産技術の共有化や有機食品市場への出荷の安定化等を円滑に進めるとともに、有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体や農業団体等と連携し、「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である。

2 有機食品の国産シェア拡大に向けた取組の推進

国内外で拡大する有機食品市場に対する国産シェアの拡大を図るためには、消費者が更に容易に国産の有機食品を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、有機食品の流通業者、加工業者、販売業者等実需者とが連携・協力することによって、

- ① 実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）
- ② 地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）
- ③ 海外への輸出

等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要である。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求

等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び国産品に対する需要の喚起を行うことが重要である。

3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する。

第 2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第 1 の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

この需要見通し及び目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10 年後（2030 年（令和 12 年））を目標年として設定する。

2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2009 年（平成 21 年、約 1,300 億円）及び 2017 年

(平成 29 年、約 1,850 億円)の国内有機食品市場の推計額を前提に、2030 年(令和 12 年)に 3,280 億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030 年(令和 12 年)に 210 億円と設定する。

3 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定する。有機食品の国産シェアは近年上昇しており、2017 年(平成 29 年)では約 60%(推計値)となっていることから、この上昇傾向を維持し、2030 年(令和 12 年)には 84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週 1 回以上利用する消費者の割合で評価することとし、2017 年(平成 29 年)に 17.5%であるこの割合を、2030 年(令和 12 年)には 25%に引き上げる取組目標を設定する。

(2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2017 年(平成 29 年)には約 23.5 千 ha となっており、需要見通し等を踏まえ、2030 年(令和 12 年)には 63 千 ha とすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから、人材育成に関する取組状況について有機農業者数で評価することとし、2009 年(平成 21 年)に 11.8 千人であった有機農業者数を、2030 年(令和 12 年)には 36 千人に増やす取組目標を設定する。

第 3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 施策の考え方

第 2 に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきているところであり、有機農業を自然循環機能の増進や SDGs の達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、我が国においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、国は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機 JAS に定められた取組水準(以下「国際水準」という。)以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組

が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等が有機農業の推進のために行う多様な活動については、国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

(1) 有機農業者の人材育成に関する施策

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者に対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努める。

① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談機会の設定、農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機 JAS 制度等に関する研修機会を提供すること等により、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げていくこととする。

② 有機農業の取組に対する施策

国は、地方公共団体を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、国は、有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のため、土壌専門家の活用や土壌診断データベースの構築等を推進し、科学的データに基づく土づくりを実施できる環境の整備を図るとともに、都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備が進むよう必要な支援に努める。

(2) 有機農業の産地づくりに関する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化や取組事例の情報発信に努めるとともに、人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構（農地バンク）の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

また、有機の里づくりなどの有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築、自治体と事業者等との連携の促進に努める。

3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

(1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者の需要が高度化し、多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し我が国の有機農業により安定供給を図っていくため、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者が更に容易に国産の有機食品を入手できるような環境づくりに努める。

① 農産物の流通・加工・販売に関する施策

有機農業者や農業団体等に対し、有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費の動向等に関し、消費者や実需者との間で積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、有機食品に対する多様な需要を踏まえ、インターネットの利活用、外食・中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう、働き掛けに引き続き努める。

また、流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援や、有機農業で生産される農産物やその加工品の物流の合理化に向けた実証や成果の普及の取組など両者の一層良好な関係構築を通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売場が確保・拡大されるように働き掛けに引き続き努めるとともに、有機加工食品の規格及び取組事例等に関する講習会の開催や6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組を通じ、加工需要拡大に努める。

さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点を育成・強化するとともに、集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備などの推進に努める。

加えて、海外での有機食品需要の高まりに対応し、有機食品の輸出に取り組む事業者の有機 JAS 認証取得、輸出向け商談等の推進に努める。

② 有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくり

農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働き掛けるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS の制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、都道府県を通じ、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

国は、認証の取得に係る手続の簡素化に引き続き努めるとともに、認証取得に関する各種情報提供など、有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める。さらに、有機 JAS など関連する制度等について分かりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う。

(2) 消費者の理解確保に向けた施策

国は、地方公共団体と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、我が国の有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。

① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努める。その際、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き取り組む。また、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等SDGs達成への貢献に係る社会的・経済的効果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、国内の有機農業の取組や国産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、国産の有機食品需要を喚起する取組の推進に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業の取組等の研修や情報提供を行うこと等により、幅広い関係者が連携して有機農業の価値を消費者に分かりやすく伝える取組を展開できる環境づくりに努める。

4 技術の開発と普及の促進

国は、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探るとともに、これらの者や団体等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農業向けの育種など有機農業に関する技術開発、実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組むよう引き続き働きかける。

また、都道府県等に対し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう引き続き働きかける。

また、国及び地方公共団体は、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや

有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを国立研究開発法人、地域の試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

国及び地方公共団体は、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）の改正及び推進計画のより効果的な実施を働き掛けるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

国は、有機農業に関する全国の動向、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

また、国は、有機農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための

活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、全国的に、また、各地域において、有機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

さらに、国は、有機農業に関する技術の研究開発についても、全国の研究機関等に加え、有機農業者を始めとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより効果的に技術開発を行うことが期待できることを踏まえ、全国、各地域において、国立研究開発法人を始め、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等と連携・協力し、研究開発に関する意見交換、共同研究等の場の設定、研究状況の把握、関係者間の情報共有など、研究開発の計画的かつ効率的な推進に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働き掛ける。

2 有機農業者等の意見の反映

国は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう働き掛ける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢や有機食品を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

この基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10年後（2030年（令和12年））を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。

【参考資料5】

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(みどりの食料システム法) (令和4年5月2日号外法律第37号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食料システム」とは、農林水産物等（農林水産物及び食品（全ての飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。

2 この法律において「環境と調和のとれた食料システム」とは、農林水産物等の生産等（生産、製造、加工及び流通（輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の過程において環境への負荷の低減が図られ、かつ、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システムをいう。

3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。

4 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う農林漁業を含む。第十九条第五項第二号及び第二十一条第五項第二号において同じ。）の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷（以下この条、第三章及び第四章において「環境負荷」という。）の低減を図るために行う次に掲げる事業活動をいう。

一 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

二 温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第十条において同じ。）の量の削減に資する事業活動

三 前二号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動

5 この法律において「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げる事業をいう。

一 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業

- 二 新品種の育成に関する事業
- 三 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業
- 四 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業
- 五 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業
- 六 前号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業

(基本理念)

第三条 環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産等の各段階において環境への負荷の低減に取り組むことが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならない。

2 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び消費者の努力)

第六条 農林漁業者、食品産業の事業者その他の食料システムに関連する事業を行う者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、農林水産物等の生産等の過程において、環境への負荷の低減に資するための生産等の方式の導入、資材及び原材料の調達、農林水産物等の流通の確保その他の取組を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない。

第二章 国が講ずべき施策

(食料システムの関係者の理解の増進)

第七条 国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深めるよう、環境への負荷の低減に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術の研究開発の促進)

第八条 国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発が促進されるよう、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術の普及の促進)

第九条 国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の普及が促進されるよう、当該技術の活用に関する情報の提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する生産活動の促進)

第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入、農林漁業における温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、水産資源の適切な保存及び管理を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する原材料の利用の促進)

第十一条 国は、食品の製造及び加工において環境への負荷の低減に資する原材料の継続的な利用が促進されるよう、当該原材料の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進)

第十二条 国は、農林水産物等の流通において環境への負荷の低減が図られ、かつ、消費者が環境への負荷の低減に資する農林水産物等を容易に入手することができるよう、当該農林水産物等の流通の合理化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進)

第十三条 国は、農林水産物等の消費に際し、環境への負荷の低減に資するものが選択されるよう、消費者への適切な情報の提供の推進、食育の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(評価手法等の開発)

第十四条 国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が農林水産物等の生産等における環境への負荷の低減の状況を把握できるよう、これを的確に把握し、及び評価する手法の開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等

(基本方針)

第十五条 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な

- 方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項
 - 二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項
 - 三 特定環境負荷低減事業活動（集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動をいう。以下同じ。）の促進を図る区域（以下「特定区域」という。）の設定に関する基本的な事項
 - 四 次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的な事項
 - 五 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項
 - 3 基本方針は、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）第六条第一項に規定する基本方針並びに地球温暖化の防止を図るための施策及び生物の多様性の保全を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
 - 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
 - 6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画）

- 第十六条 自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
 - 二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
 - 三 特定区域を定める場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該特定区域の区域
 - ロ 当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
 - 四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
 - 五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項
 - 3 市町村及び都道府県は、基本計画において前項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該事項の案を、当該基本計画に当該事項を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、都道府県に意見書を提出することができる。
- 5 基本計画は、有機農業の推進に関する法律第七条第一項に規定する推進計画、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第十三条第一項に規定する生物多様性地域戦略、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 基本計画は、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。
- 7 農林水産大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。
 - 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 基本計画の実施が当該基本計画を作成した市町村の区域における環境負荷の低減に相当の効果を及ぼすものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 8 農林水産大臣は、基本計画について第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 9 市町村及び都道府県は、基本計画が第一項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画の変更）

- 第十七条 市町村及び都道府県は、前条第一項の同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
 - 3 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は、第一項の規定による基本計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

- 第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十六条第一項の同意をした基本計画（前条第一項の規定による変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立のための措置

第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に係る措置

（環境負荷低減事業活動実施計画の認定）

- 第十九条 同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う

環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「環境負荷低減事業活動実施計画」という。)を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、農林漁業者が共同して環境負荷低減事業活動実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 環境負荷低減事業活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標
 - 二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施期間
 - 三 環境負荷低減事業活動の実施体制
 - 四 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事項を含めることができる。
 - 一 環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材として農林水産省令で定めるものの提供に関する措置
 - 二 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置
- 4 環境負荷低減事業活動実施計画には、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、環境負荷低減事業活動（同項に規定する措置を含む。以下同じ。）の用に供する設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の導入を行う場合における次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
 - 二 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - ロ その他農林水産省令で定める事項
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 二 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。
 - 三 当該環境負荷低減事業活動に農業改良資金通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条に規定する農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）が含まれる場合には、同法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 四 当該環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善資金助成法（昭和三十五年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（林業経営又は木材産業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。以下「林業・木材産業改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 五 当該環境負荷低減事業活動に沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）

第二条第二項に規定する経営等改善措置（沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）に限る。以下「経営等改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

六 当該環境負荷低減事業活動に処理高度化施設（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号。以下「家畜排せつ物法」という。）第七条第二項第二号に規定する処理高度化施設をいう。以下同じ。）の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、環境負荷低減事業活動に第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」という。）に限る。）が含まれるときは、当該措置について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、農林水産大臣は、当該措置が食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

7 農林水産大臣は、前項の規定による協議があったときは、遅滞なく、その内容を当該協議に係る措置に係る事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

8 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（環境負荷低減事業活動実施計画の変更等）

第二十条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という。）が当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第二十三条において「認定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定）

第二十一条 同意基本計画において定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、

その構成員等の行う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。)を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合には、第十九条第一項後段の規定を準用する。

- 2 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標
 - 二 特定環境負荷低減事業活動の内容及び実施期間
 - 三 特定環境負荷低減事業活動の実施体制
 - 四 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 特定環境負荷低減事業活動実施計画の達成状況の評価に関する事項
- 3 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事項を含めることができる。
 - 一 特定環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材又は機械類その他の物件として農林水産省令で定めるものの提供に関する措置
 - 二 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置
- 4 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 特定環境負荷低減事業活動（前項に規定する措置を含む。以下この節において同じ。）の用に供する設備等の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
 - ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - (2) その他農林水産省令で定める事項
 - 二 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第三十九条第三項第二号において同じ。）に関する事項
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 二 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。
 - 三 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金融通法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 四 当該特定環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合には、林業・木材産業改善資金助成法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

- 五 当該特定環境負荷低減事業活動に経営等改善措置が含まれる場合には、沿岸漁業改善資金助成法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 六 当該特定環境負荷低減事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 七 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が指定市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の区域以外の区域内にある農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）であり、前項第一号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 八 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地又は採草放牧地である当該土地を農地又は採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項 農林水産大臣
- 二 第四項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。第十二項から第十四項までにおいて同じ。）であって、指定市町村の区域内にある土地に係るもの 当該指定市町村の長
- 三 第四項第二号に掲げる事項 農林水産大臣
- 7 農林水産大臣は、前項の規定による同項第一号に掲げる事項についての協議があった場合において、当該事項が食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、前項の同意をするものとする。
- 8 農林水産大臣は、第六項の規定による同項第一号に掲げる事項についての協議があったときは、遅滞なく、その内容を当該事項に係る事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。
- 9 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。
- 10 指定市町村の長は、第六項の規定による同項第二号に掲げる事項についての協議があった場合において、当該事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の同意をするもの

とする。

- 一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 11 農林水産大臣は、第六項の規定による同項第三号に掲げる事項についての協議があった場合において、同項の同意をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
- 12 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（四ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。
- 13 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。
- 14 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及びロに掲げる事項が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 15 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 16 第十二項から前項までの規定は、指定市町村の長が第六項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第十二項中「第四項第一号イ及びロに掲げる事項（）」とあるのは「第六項第二号に掲げる事項（）」と、「限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く」とあるのは「限る」と、「当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは「当該事項」と、第十三項中「場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。
- 17 都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 18 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 19 都道府県知事は、第六項第一号又は第三号に掲げる事項が記載された特定環境負荷低減事業活動実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

(特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更等)

第二十二條 前條第一項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前條第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前條第一項の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者に係る同條第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。以下「認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という。）が当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）に従って特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前條第五項から第十九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金融通法の特例)

第二十三條 認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動（以下「認定事業活動」という。）に農業改良措置が含まれる場合における当該農業改良措置についての農業改良資金融通法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第六條第一項（同法第八條第二項において準用する場合を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、同法第四條中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、同法第五條中「次條第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画」とあるのは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十三條に規定する認定計画」とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第二十四條 認定事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合における当該林業・木材産業改善措置についての林業・木材産業改善資金助成法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第七條第一項（同法第十二條第二項において準用する場合を含む。）の認定があったものとみなす。

- 2 前項の場合において、林業・木材産業改善資金助成法第二條第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、前項の林業・木材産業改善措置を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次條第二項において同じ。）は、同法第五條第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第二十五條 認定事業活動に経営等改善措置が含まれる場合における当該経営等改善措置についての沿岸漁業改善資金助成法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第七條第一項（同法第十二條第二項において準用する場合を含む。）の認定が

あったものとみなす。

- 2 前項の場合において、沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項に規定する経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、前項の経営等改善措置を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(家畜排せつ物法の特例)

第二十六条 認定事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、当該処理高度化施設の整備を行う認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者(第四十六条第一項において「認定農林漁業者」という。)を家畜排せつ物法第九条第一項の認定を受けた者と、認定計画(当該処理高度化施設の整備に関する部分に限る。)を家畜排せつ物法第十条第二項に規定する認定処理高度化施設整備計画とそれぞれみなして、家畜排せつ物法第十一条の規定を適用する。

(食品等流通法の特例)

第二十七条 認定事業活動に第十九条第三項又は第二十一条第三項に規定する者が行う食品等の流通の合理化が含まれる場合には、これらの者を食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者と、認定計画(当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。)を同条第二項に規定する認定計画と、認定事業活動(当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。)を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化学業とそれぞれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。

(農地法の特例)

第二十八条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画(第二十一条第四項第一号イ及びロに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条において同じ。)に従って同号ロの施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

- 2 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って第二十一条第四項第一号ロの施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第二十九条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域をいう。)の区域内にある草地において第二十一条第四項第一号ロの施設を整備するために行う行為については、同法第九条の規定は、適用しない。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画(第二十一条第四項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。)に従って特定環境負荷

低減事業活動を行う場合には、当該認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定があったことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなす。

第二節 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置 (協定の締結等)

第三十一条 同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。）について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業（有機農業の推進に関する法律第二条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。）の生産団地を形成するため、市町村長（次項第一号に規定する協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下この節において同じ。）の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

- 2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。）
 - 二 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項
 - 三 協定の有効期間
 - 四 協定に違反した場合の措置
 - 五 その他必要な事項
- 3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。
- 5 協定の有効期間は、五年を超えてはならない。

(協定の縦覧等)

第三十二条 市町村長は、前条第一項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(協定の認可)

第三十三条 市町村長は、第三十一条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

- 一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - 二 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
 - 三 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市町村長は、第三十一条第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村（協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県）の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域

である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(協定の変更)

第三十四条 第三十一条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(協定の効力)

第三十五条 第三十三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の廃止)

第三十六条 第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(協定の認可の取消し)

第三十七条 市町村長は、第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第三十三条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第三十八条 第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について所有権以外の第三十一条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域(次項において「農用地区域」という。)として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで(これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置

(基盤確立事業実施計画の認定)

第三十九条 基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、基盤確立事業の実施に関する計画(以下「基盤確立事業実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。この場合において、基盤確立事業を行おうとする者

が共同して基盤確立事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする主務大臣に提出しなければならない。

- 2 基盤確立事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標
 - 二 基盤確立事業の内容及び実施期間
 - 三 基盤確立事業の実施体制
 - 四 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 基盤確立事業実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 基盤確立事業の用に供する設備等の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
 - ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - (2) その他主務省令で定める事項
 - 二 基盤確立事業の実施に当たっての補助金等交付財産の活用に関する事項
- 4 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る基盤確立事業実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該基盤確立事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 二 当該基盤確立事業が環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること。
 - 三 当該基盤確立事業に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 5 主務大臣は、第三項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている基盤確立事業実施計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この条において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - 二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 都道府県知事等は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 7 第二十一条第十四項及び第十五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとするときについて準用する。この場合において、同条第十四項中「特定環境負荷低減事業

活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは、「基盤確立事業実施計画に記載されている第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる事項」と読み替えるものとする。

- 8 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、基盤確立事業実施計画に第三項第二号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
- 9 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る基盤確立事業実施計画の内容を公表するものとする。

(基盤確立事業実施計画の変更等)

第四十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定基盤確立事業者」という。）は、当該認定に係る基盤確立事業実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定基盤確立事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、認定基盤確立事業者が前条第一項の認定に係る基盤確立事業実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定基盤確立事業実施計画」という。）に従って基盤確立事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(食品等流通法の特例)

第四十一条 認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業（以下「認定基盤確立事業」という。）に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、当該食品等の流通の合理化を行う認定基盤確立事業者を食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者と、認定基盤確立事業実施計画（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、認定基盤確立事業（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。

(種苗法の特例)

第四十二条 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該認定基盤確立事業を行う認定基盤確立事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
- 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」と

いう。)であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下この条において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定基盤確立事業を行う認定基盤確立事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該各年分の登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(農地法の特例)

第四十三条 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画(第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。)に従って同号ロの施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画に従って第三十九条第三項第一号ロの施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第四十四条 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画(第三十九条第三項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。)に従って基盤確立事業を行う場合には、当該認定基盤確立事業実施計画に係る認定があったことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなす。

第五章 雑則

(援助)

第四十五条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第四十六条 都道府県知事は、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定基盤確立事業者に対し、認定基盤確立事業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第四十七条 第三十九条第一項、同条第四項、第五項、第八項及び第九項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項から第三項まで、前条第二項並びに第四十九条における主務大臣は、農林水産大臣及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第三十九条第一項及び第三項第一号ロ(2)、同条第九項（第四十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十条第一項における主務省令は、農林水産大臣及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、第四十九条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(環境大臣との関係)

第四十八条 農林水産大臣は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(権限の委任)

第四十九条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

(事務の区分)

第五十条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十一条第六項（第二号に係る部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。）

二 第二十一条第十二項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務

三 第二十一条第十三項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。）

四 第三十九条第五項及び第六項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地につい

て農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。)

第六章 罰則

第五十一条 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和四年六月政令二二八号により、令和四・七・一から施行〕

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止）

第二条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）は、廃止する。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（次項において「旧持続農業法」という。）第四条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧持続農業法第四条第一項の認定（旧持続農業法第五条第一項の変更の認定を含む。）を受けている導入計画（旧持続農業法第四条第一項に規定する導入計画をいう。以下この項において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該導入計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた導入計画に関する認定の取消し、農業改良資金融通法の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第八条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第九条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

令和4年度 長野県有機農業企画委員会 委員名簿

氏名	所属・職名
宮坂 和成	一般財団法人長野県農林研究財団 事務局長
中島 賢生	一般社団法人長野県植物防疫協会 常務理事
武居 博明	長野県有機農業研究会 元会長
勝山 卓栄	長野県有機農業研究会 会長
王鷲 哲哉	株式会社R&Cながの青果 営業企画課 グループマネージャー
小山 有左	有限会社カネマツ物産 代表取締役
清野みどり	生活協同組合コープながの 組合員理事
藤田 正雄	NPO法人有機農業参入促進協議会 事務局長
伊藤 洋人	長野県農業会議 専務理事兼事務局長
北澤 治樹	全農長野県本部 生産振興部 副部長
長谷川 雅倫	松本市産業振興部 農政課長
鈴木 正幸	長野県農業試験場 場長
西沢 滝太	長野農業農村支援センター 所長

(敬称略)

【事務局】

氏名	所属・職名
小林 茂樹	長野県農政部農業技術課 課長
白石 順一	長野県農政部農業技術課 企画幹兼環境農業係長
小笠原滋和	長野県農政部農業技術課 課長補佐
前沢みなみ	長野県農政部農業技術課 主任
望月 崇史	長野県農政部農業技術課 技師